

身体障害者福祉センターレイアウト変更業務

部屋別仕様書

保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所

階	資料番号	改修前	改修後	階	資料番号	改修前	改修後
1	1-1	身障センター事務室	身障センター事務室	3	3-16	清掃用具庫	清掃用具庫
1	1-2	身更相事務室	身障協会事務室 (スポーツ協会)	1	1F	1Fは館内の点字案内サイン表示の変更、3Fは窓の開閉制限ストッパー及びパーテーションの設置	
1	1-3	身障協会事務室 (スポーツ協会)	機能回復訓練室	2	2F		
1	1-4	会長室	会長室	3	3F		
1	1-5	肢体協会事務室	聴言訓練室				
1	1-6	研修室	研修室				
1	1-7	清掃員控室	器具庫				
1	1-8	卓球室	卓球室				
1	1-9	男子更衣室	男子更衣室				
1	1-10	女子更衣室	女子更衣室				
1	1-11	食堂	食堂				
1	1-12	キッズコーナー	キッズコーナー				
1	1-13	防災庫	防災庫				
1	1-14	スポーツ協会倉庫	スポーツ協会倉庫				
1	1-15	身障協会倉庫(D階段下)	身障協会倉庫(D階段下)				
1	1-16	身障協会倉庫(バス車庫)	身障協会倉庫(バス車庫)				
1	1-17	肢体協会倉庫(C階段下)	更生相談所倉庫兼除雪用品庫				
1	1-18	身障協会倉庫(A階段下)	身障協会倉庫(A階段下)				
1	1-19	身障協会倉庫	中失協会倉庫				
1	1-20	身障協会倉庫(バス車庫奥)	身障協会倉庫(バス車庫奥)				
2	2-1	機能回復訓練室	大会議室				
2	2-2	水浴訓練室(脱衣室)	水浴訓練室(脱衣室)				
2	2-3	水浴訓練室	水浴訓練室				
2	2-4	陶芸実習室	陶芸実習室				
2	2-5	第1会議室	第1会議室				
2	2-6	料理実習室	料理実習室				
2	2-7	カルテ庫	身障協会倉庫				
2	2-8	視覚協会	視覚協会				
2	2-9	書庫	肢体協会 (事務室・倉庫)				
2	2-10	聴言訓練室	清掃員控室				
2	2-11	検査室	清掃員控室				
2	2-12	中失協会事務室	中失協会事務室				
2	2-13	体育館	体育館				
2	2-14	体育館(指導員室・器具庫)	体育館(指導員室・器具庫)				
2	2-15	印刷室	印刷室				
2	2-16	男子シャワー室	第2書庫				
2	2-17	女子シャワー室	身障協会倉庫				
2	2-18	陶芸倉庫	陶芸倉庫				
2	2-19	視覚協会倉庫	視覚協会倉庫				
2	2-20	清掃員倉庫	清掃員倉庫				
2	2-21	身障協会倉庫	中失協会倉庫				
3	3-1	音楽室	相談室1兼書庫				
3	3-2	準備室	第1書庫				
3	3-3	大会議室	更生相談所事務室				
3	3-4	コンピューター室	相談室2, 3				
3	3-5	第2会議室	相談室4				
3	3-6	第3会議室	第1検査室				
3	3-7	補装具相談室B	第3会議室				
3	3-8	補装具相談室A	第2会議室				
3	3-9	身障協会相談室	身障協会相談室				
3	3-10	聴力測定室	第2検査室				

【資料の見方について】

1 黄色網掛けのセルは、詳細な仕様を定めている部屋です。青色は物の移動もしくは移設のみを想定している部屋です。また、部屋名は現在のセンターの部屋名で記載しており、()内は部屋の変更がある場合の変更後の部屋名です。

(例) 清掃員控室(器具庫)：清掃員控室は今の部屋名で、これがレイアウト変更後は器具庫に変わる。

2 左表の資料番号順に次ページ以降に必要なに応じて各部屋の詳細な仕様が記載されております。Excel版については、資料番号をクリックすると、その部屋のタブに飛ぶことができます。なお、黄色タブは1と同様改修が必要な部屋、青色は物の移動が必要な部屋、白は何も変更点がない部屋です。

3 移設物品については、別添1～3の各階別の現状レイアウト概要図を参照してください。また、オフィス関連の品については、仕様書で定めたものは全て新設、その他デスクや椅子は既存の備品で賄う予定です。ただし、追加購入する場合があります。

4 知的障害者更生相談所(まあち)との統合に伴い、当該相談所の機能を身障センターに移設します。ただし、備品の運搬等は別業者に発注とし、各種電子機器・OA用品の配線や接続設置についてのみ業務を委託します。

5 各部屋の図は現状図(3-6を除く)であり、必要な注釈等を加えているものです。受託者は業務仕様書記載のとおり、委託者から要望の元「新レイアウト図」を作成し、そこに配置予定を示してください。また、委託者から要請があった場合は配置を変更してください

【本市部署、身体障害者福祉センターの入居団体の略称について】

保健福祉局障がい保健福祉部身体障害者更生相談所
→ 身更相
保健福祉部障がい保健福祉部知的障害者更生相談所
→ 知更相(まあち)
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会
→ 身障協会
公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会
→ 視覚協会
NPO法人札幌市肢体障害者協会
→ 肢体協会
一般社団法人札幌市中途失聴・難聴者協会

3	3-11	相談室	診察室				
3	3-12	医学判定室	医学判定室				
3	3-13	診察室	相談室5, 6				
3	3-14	和室	和室※名称は和室のまま				
3	3-15	中失協会倉庫	更生相談所書庫				

★受託者移設作業内容一覧

No	移設元	移設先	備考
1	1-2身更相事務室	3-2準備室、3-3大会議室	書類の段ボール詰め以外
2	1-3身障協会（スポーツ協会）事務室	1-2身更相事務室	書類の段ボール詰め以外
3	2-1機能回復訓練室	1-3身障協会（スポーツ協会）事務室	
4	1-5肢体協会事務室	2-9書庫	書類の段ボール詰め以外
5	1-7清掃員控室	2-10聴言訓練室	書類の段ボール詰め以外
6	2-7カルテ庫	3-2準備室、3-3大会議室	書類の段ボール詰め以外
7	2-10聴言訓練室	1-5肢体協会事務室	
8	3-1音楽室	3-14和室	部屋別仕様書3-1参照
9	3-3大会議室	2-1機能回復訓練室	椅子、テーブル以外
10	3-5第2会議室	3-8補装具相談室A	赤、黄色回転灯のみ
11	3-6第3会議室	3-7補装具相談室B	赤、黄色回転灯のみ

★委託者移設作業内容一覧

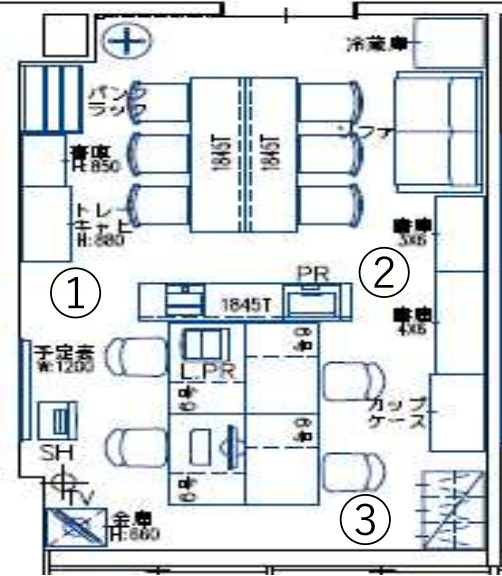
No	移設元	移設先	備考
1	1-2身更相事務室	3-2準備室、3-3大会議室	書類の段ボール詰めのみ
2	1-3身障協会（スポーツ協会）事務室	1-2身更相事務室	書類の段ボール詰めのみ
3	1-5肢体協会事務室	2-9書庫	書類の段ボール詰めのみ
4	1-7清掃員控室	2-10聴言訓練室	書類の段ボール詰めのみ
5	2-7カルテ庫	3-2準備室、3-3大会議室	書類の段ボール詰めのみ
6	3-15中失協会倉庫	2-21身障協会倉庫	
7	2-21身障協会倉庫	2-17女子シャワー室	
8	3-2準備室	1-7清掃員控室	
9	3-3大会議室	2-1機能回復訓練室	椅子、テーブルのみ
10	3-5第2会議室	3-8補装具相談室A	赤、黄色回転灯以外
11	3-6第3会議室	3-7補装具相談室B	赤、黄色回転灯以外
12	3-11相談室	3-12医学判定室	
13	3-13診察室	3-11相談室	

部屋番号	1-1
改修前	身障センター事務室
改修後	身障センター事務室
現状図	
仕様	① 1-2 身更相事務室との間にある白い壁を撤去し、事務室を一体化させる。

部屋番号	1-2
改修前	身更相事務室
改修後	身障協会事務室（スポーツ協会）
現状図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 白い壁を抜き、「1-1 身障センター事務室」とつなげる。</p> <p>【移設先】 3-3 大会議室（更生相談所事務室）</p> <p>② 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>③ サーバラック、c-net、d-netは「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に移設する。</p> <p>④ 金庫は新規購入予定のため廃棄することから、委託者が指定した場所に運搬すること。なお、廃棄は委託者が実施する。</p> <p>⑤ 壁面に設置している書棚（移動書庫を除く）について、以下のとおり設置をすること。また、委託者からの指示で書棚を分割設置する際に、下段のみで使用する場合に専用天板を必要とするものについては、受託者の責任でこれを調達すること。</p> <p>(1) キャビネットA 上部スチール引き戸⇒3-4コンピュータ室（相談室2） 下部ラテラル ⇒3-4コンピュータ室（相談室3）</p> <p>(2) キャビネットB 上部スチール引き戸⇒3-5第2会議室（相談室5） 下部ラテラル ⇒3-6第3会議室（相談室6）</p> <p>(3) キャビネットC ⇒3-12医学判定室</p> <p>(4) キャビネットD ⇒3-2準備室（更生相談所事務室）</p> <p>(5) キャビネットE～G ⇒3-3大会議室（更生相談所事務室）</p> <p>⑥ 更衣ロッカーを「3-2 準備室（第1書庫）」に移設する。</p> <p>【移設元】 1-3 身障協会事務室（スポーツ協会）</p> <p>⑦ 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p>

部屋番号	1-3
現状	身障協会事務室（スポーツ協会）
改修後	機能回復訓練室
現状図	<p>①壁を撤去し機能回復訓練室として使用</p>
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 壁を撤去し、機能回復訓練室として使用する。</p> <p>② 部屋全体で段差を解消（OAフロア撤去）する。</p> <p>③ 貸室として使用するため、部屋に赤と黄色の回転灯（図赤・黄丸）及び監視カメラ（図青丸）を「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」から移設する。</p> <p>【移設先】 1-2 身更相事務室（身障協会事務室（スポーツ協会））</p> <p>④ 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>【移設元】 2-1 機能回復訓練室（大会議室）</p> <p>⑤ 「2-1 機能回復訓練室（大会議室）」に現在設置している器具を移設する。移設備品の一覧については別添2「2階現状レイアウト該当図」及び別添5「機能回復訓練室移設備品一覧」のとおりとする。運動器具については、移設先において必要な配線を行い、問題なく作動するようにする。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p>

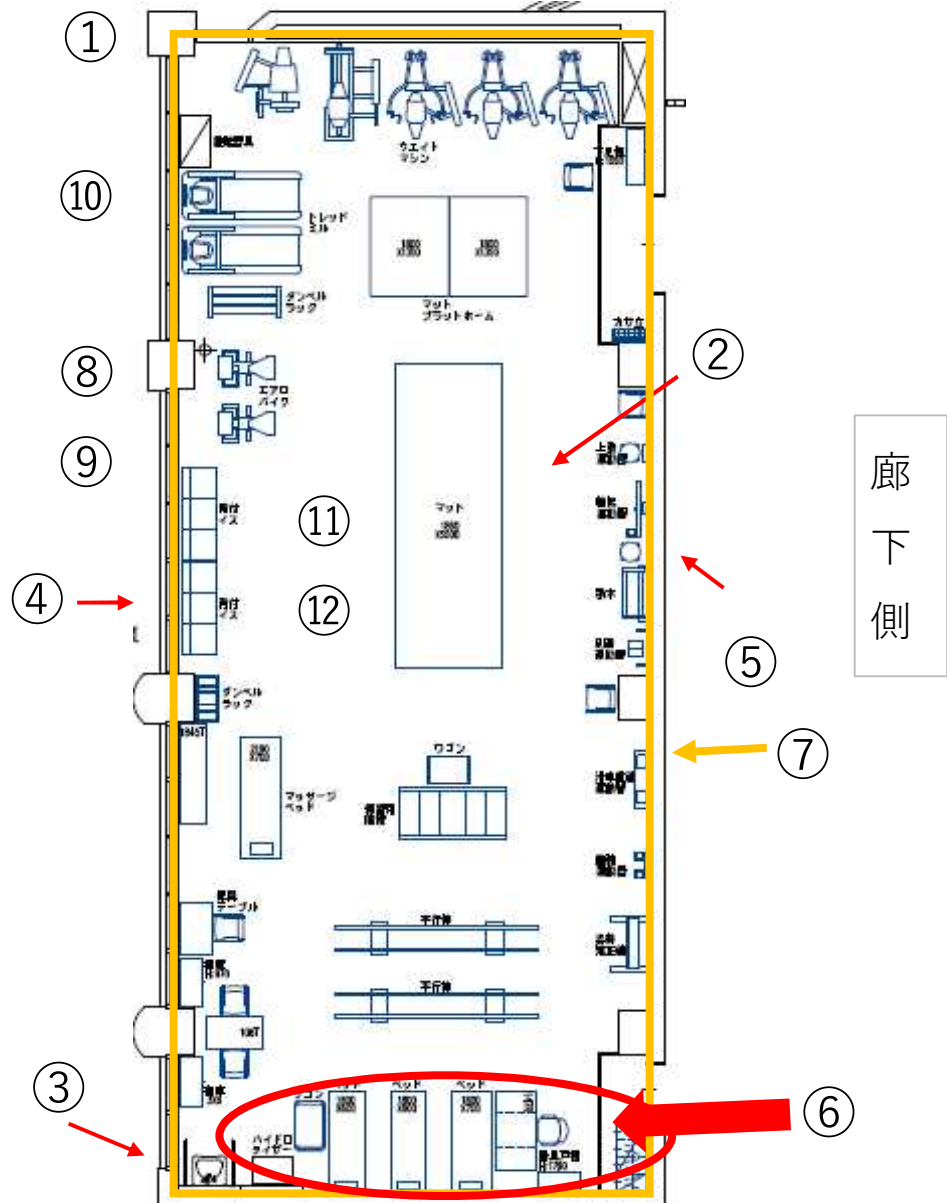
部屋番号	1-4	
現状	会長室	
改修後	会長室	
部屋画像		
仕様	<p>【改修】 部屋画像のとおり、室内の棚配置を見直して会長室正面の出入口を使用可能な状態とし、会長室の出入り口を確保する。現在の入口については棚等の配置により出入りができないようにする。</p>	

部屋番号	1-5	
現状	肢体協会事務室	
改修後	聴言訓練室	
現状図		
仕様	<p>【改修】 なし</p> <p>【移設先】 2-9 書庫（肢体協会（事務室・倉庫））</p> <p>① 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>【移設元】 2-10 聴言訓練室（清掃員控室）</p> <p>② 別添2「2階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p>	

部屋番号	1-7
現状	清掃員控室
改修後	器具庫
現状図	
仕様	<p>【改修】 なし</p> <p>【移設先】 2-10 聴言訓練室（清掃員控室）</p> <p>① 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>【移設元】 3-2 準備室（第1書庫）</p> <p>② 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p>

部屋番号	2-1
現状	機能回復訓練室
改修後	大会議室

現状図



【改修】

① 大会議室と同様のスクリーンを設置する。ホワイトボードは以下の仕様に沿って委託者が調達したものを新規設置し、「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」のものは移設しない。

【ホワイトボード仕様】

(1) 寸法：幅1870×高さ1784×奥行575mm（概ねのサイズ）

(2) 表面材：両面ホーローホワイトボード

(3) 枠：アルミ枠

② 床はカーペットを撤去しフローリングとする。フローリング用のシートは受託者が調達し、施工する。（シート仕様に関して要事前打ち合わせ）

仕様

- ③ 洗面台については、仮囲い処置を行うこと。詳細は「業務仕様書」参照のとおり。
- ④ カーテンはブラインドカーテンを取り外し、カーテンレールを設置のうえ、新規にカーテンを受託者の責任で調達・設置する。なお、カーテンの仕様については必要部材説明書を参照すること。
- ⑤ 黄色の回転灯を3Fから移設する。
- ⑥ 室内の天井吊り下げのカーテンレールを全面撤去する。
- ⑦ 壁紙は壁面器具の撤去等に伴い全面張り替えを行うこと。なお、天井に関しては不要とする。

【移設先】 1-3 身障協会事務室（機能回復訓練室）

- ⑧ 「2-1 機能回復訓練室（大会議室）」に現在設置している器具を移設する。移設備品の一覧については別添2「2階現状レイアウト概要図」及び別添5「機能回復訓練室移設備品一覧」のとおりであり、一覧に記載のない器具は廃棄とすること。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。

【移設元】 3-3 大会議室（更生相談所事務室）

- ⑨ テーブル、椅子の移設は委託者が行う。
- ⑩ 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図に基づき、大会議室の音響設備を移設する。移設にあたっては電子・通信機器の配線及び動作確認を行い、業務上問題なく作動するようにする。
- ⑪ 聴覚障害者のための磁器ループ、会議室を区切るためのアコーディオンカーテンを別発注で設置（新設）予定であり、設置の際は時期や工程について設置業者と協議すること

部屋番号	2-7
現状	カルテ庫
改修後	身障協会倉庫
現状図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 移動書庫を撤去し、撤去跡については補修を行う。撤去した移動書庫は「3-2 準備室（更生相談所事務室）」及び「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に分けて移設する。</p> <p>【移設先】 3-3 大会議室（更生相談所事務室）</p> <p>② 移動書庫本体を除く移動書庫内のカルテ・備品は委託者が移設する。</p> <p>【移設元】 2-21 身障協会倉庫（中失協会倉庫）</p> <p>③ 別添2「2階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p>

部屋番号	2-9
現状	書庫
改修後	肢体協会（事務室・倉庫）
現状図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① アルミ間仕切りを受託者が調達し、新設すること。詳細は「必要部材説明書」のとおり。また、アルミ間仕切りを取付する事で、廊下側を倉庫とする。新設される間仕切りには車椅子の方が問題なく通行できる有効寸法830mm程度のスライド式のドアを備えること。また、これに伴う照明等の移設が必要であれば、これも行うこと。</p> <p>② 壁を改修し、車椅子の方が問題なく通行できるスライド式のドアを取付けすること。なお、ドアには室内が見えるよう窓を設けること。</p> <p>③ 空調を新たに設置する。詳細は別添4「必要部材説明書」のとおり。</p> <p>④ 電源プラグは図面左側（窓側）の部屋内で3か所以上設けること（単独回路1回路以上）</p> <p>⑤ 間仕切りの奥側の部屋の壁紙を一新（色・素材は委託者と協議）すること。</p> <p>【移設先】 2-16 男子シャワー室（第2書庫） 移設は委託者が行う</p> <p>【移設元】 1-5 肢体協会事務室（聴言訓練室）</p> <p>⑤ 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p>

部屋番号	2-10
現状	聴言訓練室
改修後	清掃員控室
現状図	
仕様	<p>【移設先】1-5 肢体協会事務室（聴言訓練室）</p> <p>① 別添2「2階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>【移設元】1-7 清掃員控室（器具庫）</p> <p>② 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。なお、移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>③ 清掃員控室から外線電話1台、複合機（FAXあり）、ネットワークケーブル式を移設のうえ、各電子機器が正常に使用できるよう接続する。</p> <p>④ 受託者は光回線の光ファイバーケーブルを室内に配線できる様に必要な配管等の処置を行うこと。</p>

部屋番号	3-1	
現状	音楽室	
改修後	相談室 1 兼書庫	
現状図		
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 窓には転落防止のため開閉制限のストッパーを設置する。 ストッパーの調達と施工は、受託者が行うこと。</p> <p>② 赤と黄色の回転灯を取り外し、施設指定管理者に渡す。</p> <p>③ 壁時計を現状図③の位置に移設する。</p> <p>④ 入口から見て右の壁際には移動書庫の設置予定（別発注）のため、物は配置しないこと。</p> <p>【移設先】 3-14 和室（和室兼音楽室）</p> <p>⑤ 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。また、中央のテーブル及び椅子10脚は委託者が処分予定であるため、業務対象外とする。なお、契約後に委託者から移設箇所変更の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。</p> <p>【移設元】 2-7 カルテ庫（身障協会倉庫） 3-7 補装具相談室B（第3会議室）</p> <p>⑥ 別添2「2階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図に基づき、移動書庫（前棚1列後棚2列、メーカー：イトーキ）を移設すること。移設する移動書庫については、委託者に確認すること。</p> <p>⑦ 3-7 補装具相談室B（第3会議室）の備品については、委託者が移設を行う。</p>	

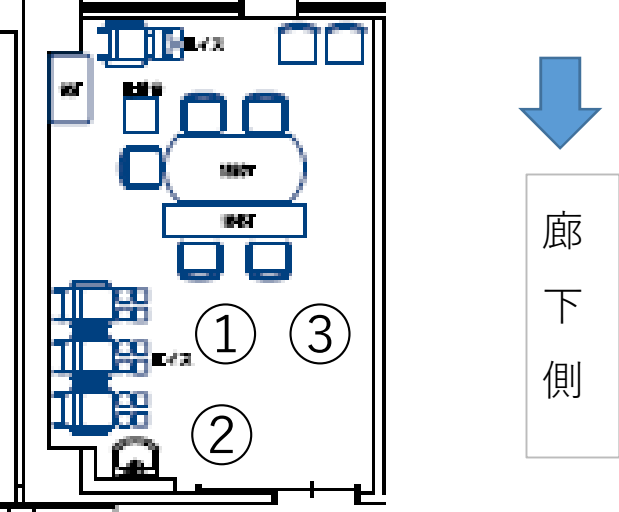
部屋番号	3-2	
現状	準備室	
改修後	第1書庫	
現状図		
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 受託者は、別添6「大会議室レイアウト変更案」及び新レイアウト図を基に「2-7 カルテ庫（身障協会倉庫）」にある移動書庫を移設する。設置にあたっては、原則建物の梁（大梁もしくは小梁）に沿って設置することとする。なお、移動書庫は「システムシンライン 前列3連（オープン仕切棚）、後列4連（オープン仕切棚）STT-4643M」を設置すること。</p> <p>② 受託者は、委託者が①の移動書庫と同品種もしくは同等品を調達し、①と連結させたいうえで、全体として前列6列、後列7列の移動書庫とする予定であることから、委託者がこれを調達した際は、調達元の業者と設置に関して協力すること。なお、調達予定物品の仕様に関しては委託者から情報提供を受けること。</p> <p>【移設先】 1-7 清掃員控室（器具庫）</p> <p>③ 委託者が移設を行う。なお、移設先のレイアウト変更が完了するまでは、「1-8 卓球室」に一時的に格納する。</p> <p>【移設元】 1-2 身更相事務室（身障協会事務室（スポーツ協会）） 2-7 カルテ庫（身障協会倉庫）</p> <p>④ 入口から向かって左側の壁に沿って、「1-2 身更相事務室（身障協会事務室（スポーツ協会））」の4連ロッカー×2台を設置する。なお、知的障害者更生相談所から3連ロッカーを追加で移設予定のため、部屋の奥側から順に設置すること。</p>	

部屋番号	3-3
現状	大会議室
改修後	更生相談所事務室
現状図	別添6のとおり
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 受託者は別添6「大会議室レイアウト変更案」及び新レイアウト図を基にOAフロアを敷設すること。使用する部材は、別添4「必要部材説明書」のとおり。電話機器及びその回線についても委託者の業務に支障がないよう屋内の配線を行うこと。</p> <p>② 赤2、黄色1の回転灯及び監視カメラ1は撤去し、「1-3 身障協会事務室〈スポーツ協会〉（機能回復訓練室）」に移設する。</p> <p>③ 各部屋に設置する無線式の警報装置（送信機）に関して、受信機である小電力型ワイヤレスセキュリティシステム多チャンネル受信ユニット〔4周波切替対応型〕が各部屋からの警報を受信し、警報音：「ピーピー」／「ピンポーン」（選択式）が正常に作動するよう設置すること。また、本体の液晶画面に、送信機のCH・登録No.・シリアルNo.（S/No.）・異常発生場所などが分かりやすく表示されるように設定すること。</p> <p>④ 受託者は別添3「大会議室レイアウト変更案」及び新レイアウト図を基に、来所者を迎えるカウンターを設置する。カウンターの寸法は幅1,800×奥行300×高さ950mm程度とする。また、窓は強化ガラスで開閉かつ施錠可能なものとする。なお、造作するカウンターの意匠図を作成し、委託者の承諾を得て制作すること。</p> <p>⑤ 受託者は、別添6「大会議室レイアウト変更案」及び新レイアウト図に基づき、受託者が調達した移動書庫を設置する。設置にあたっては、原則建物の梁（大梁もしくは小梁）に沿って設置することとする。なお、移動書庫の詳細は、別添4「必要部材説明書」に記載のとおり。</p> <p>【移設先】 2-1 機能回復訓練室（大会議室）</p> <p>⑥ 椅子、テーブルは委託者が移設を行う。その他上記改修項目で記したものについては別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に受託者の責任で行うこと。</p> <p>【移設元】 1-2 身更相事務室、2-7 カルテ庫（身障協会倉庫）</p> <p>⑦ 別添1「1階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行う。移設の対象物品変更について、契約後に委託者から追加の要望があった際は、可能な限り柔軟に対応すること。なお、知更相（まあち）からも物品を運び入れるが、これは別業者にて手配する。移設の際は移設手法や養生について移設業者と十分に協議し行うこと。</p> <p>⑧ 別添2「2階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に、移動書庫（カルテ庫に入って右側のイトーキ製の書庫）を設置（前棚6列、後棚7列）する。</p> <p>⑨ 知更相（まあち）から移設される机で使用する為の既存PBXに接続可能なビジネスフォン、PBXへの増設端子等不足部材は受託者の責任で調達し、本市指定業者へ配線・接続・設定作業を委託すること。</p>

部屋番号	3-4	
現状	コンピューター室	
改修後	相談室 2, 3	
現状図	<p style="text-align: center;">廊下側</p>	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 受託者は中央にスチール間仕切りを新設し、部屋を2分する。 間仕切りには吸音素材のシートを貼る、床との隙間は吸音テープ等で塞ぐ等、最低限の防音加工を実施する。 使用する部材は、「必要部材説明書」のとおり</p> <p>② 部屋中央の空調を取り外し、既存の空調は左の部屋に移設。 右側の部屋にはルームエアコンを設置。エアコンの詳細は別添4「必要部材説明書」のとおり。</p> <p>③ 窓にストッパーを付け、誤って転落しない程度の幅しか開閉できないように処置を行う。 使用する部材は、受託者が調達し、施工すること。</p> <p>④ 照明の点灯装置を装置がない部屋の方に新設する。</p> <p>⑤ 床の不要なコンセント一式を撤去する。</p> <p>⑥ 部屋にある非常灯のうち、黄色回転灯は2-1機能回復訓練室に、赤は撤去する。</p> <p>【移設元】 知更相（まあち） 1-2 身更相事務室（身障協会（スポーツ協会）事務室）</p> <p>⑦ テーブル下には無線式の接触検知型送信機（知更相から移設）を設置し、送信機が作動した際に「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に設置の受信機から警報音がなる状態とすること。なお、テーブル等の移設は別業者にて行う。</p> <p>⑧ 「1-2 身更相事務室（身障協会（スポーツ協会）事務室）」のキャビネットのうち、スチール引き戸A上を相談室2に、ラテラルA下を相談室3に移設する。</p>	

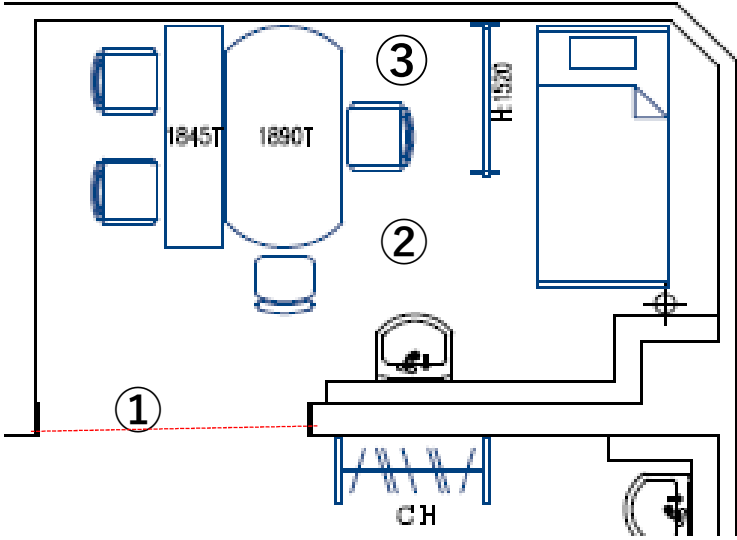
部屋番号	3-5
現状	第2会議室
改修後	相談室4
現状図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 窓にストッパーを付け、誤って転落しない程度の幅しか開閉できないように処置を行う。 使用する部材は、受託者が調達し、施工すること。</p> <p>② 赤と黄色の回転灯を撤去し、3-8第補装具相談室Aに移設する。。</p> <p>【移設先】 3-8 補装具相談室A（第2会議室） 委託者が移設を行う。</p> <p>【移設元】 知更相（まあち）</p> <p>③ テーブル下には無線式の接触検知型送信機（知更相から移設）を設置し、送信機が作動した際に「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に設置の受信機から警報音がなる状態とすること。なお、テーブル等の移設は別業者にて行う。</p> <p>④ 「1-2 身更相事務室（身障協会（スポーツ協会）事務室）」のキャビネットのうち、スチール引き戸B上を移設する。</p>

部屋番号	3-6
現状	第3会議室
改修後	第1検査室
※変更後図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 赤と黄色の回転灯を撤去し、「3-7 補装具相談室B（第3会議室）」に移設する。</p> <p>② 窓にストッパーを付け、誤って転落しない程度の幅しか開閉できないように処置を行う。使用する部材は、受託者が調達し、施工すること。</p> <p>③ 部屋全面にカーペットを敷く。カーペットは「2-1 機能回復訓練室（大会議室）」のものを再利用して施工すること。なお、ドア付近には入口から見て縦1m×横1.5m程度のたたきを設けること</p> <p>【移設先】 3-7 補装具相談室B（第3会議室）</p> <p>④ 委託者が移設を行う。</p> <p>【移設元】 知更相医務室（まあち）</p> <p>⑤ まあちの医務室からテーブル等一式を移設する。テーブル下には無線式の接触検知型送信機（知更相から移設）を設置し、送信機が作動した際に「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に設置の受信機から警報音がなる状態とすること。なお、テーブル等の移設は別業者にて行う。</p> <p>⑥ 「1-2 身更相事務室（身障協会（スポーツ協会）事務室）」のキャビネットのうち、ラテラルB下を移設する。</p>

部屋番号	3-7	
現状	補装具相談室B	
改修後	第3会議室	
部屋図	<p style="text-align: center;">補装具B 検査室② 01:2000</p> 	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 第3会議室の赤と黄色の回転灯を移設する。</p> <p>【移設先】 3-7 補装具相談室B（第3会議室）</p> <p>② 委託者が移設を行う。</p> <p>【移設元】 3-4 第3会議室（第1検査室）</p> <p>③ 委託者が移設を行う。</p>	

部屋番号	3-8	
現状	補装具相談室A	
改修後	第2会議室	
部屋図		
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 第2会議室の赤と黄色の回転灯を移設する。 【移設先】 3-1 相談室1</p> <p>② 委託者が移設する。ただし、ガラス棚の移設については、受託者の責任の基実施とし、移設の際は実施の有無について委託者に確認すること。 【移設元】 3-4 第2会議室 委託者が移設する。</p>	

部屋番号	3-10
現状	聴力測定室
改修後	第2検査室
現状図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 壁紙をフラットな仕様のもの（色合や素材感は委託者に確認すること）に変更する。壁紙の調達と施工は、受託者が行うこと。</p> <p>【移設先】 なし</p> <p>【移設元】 知更相（まあち）</p> <p>② テーブル下には無線式の接触検知型送信機（知更相から移設）を設置し、送信機が作動した際に「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に設置の受信機から警報音がなる状態とすること。なお、テーブル等の移設は別業者にて行う。</p>

部屋番号	3-11	
現状	相談室	
改修後	診察室	
現状図	 <p data-bbox="1193 450 1326 524">相談室 CH:2700</p>	
仕様	<p data-bbox="325 1093 421 1126">【改修】</p> <p data-bbox="309 1144 1257 1285">① 受託者は開口部にスライドドアを新設すること。 安全面に配慮し、扉の縁はゴム製とする。 使用する部材は、別添4「必要部材説明書」のとおりとする。</p> <p data-bbox="325 1352 874 1386">【移設先】 3-12 医学判定室（待合室）</p> <p data-bbox="309 1404 1497 1494">② 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。</p> <p data-bbox="325 1561 667 1594">【移設元】 3-13 診察室</p> <p data-bbox="309 1612 1497 1807">③ 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。また、テーブル下には無線式の接触検知型送信機（知更相から移設）を設置し、送信機が作動した際に「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に設置の受信機から警報音になる状態とすること。</p>	

部屋番号	3-12	
現状	医学判定室	
改修後	医学判定室	
現状図	<p>The diagram shows a room layout with several key features: <ul style="list-style-type: none"> ①: A window on the left wall with a stopper. 車イス: A desk area with a wheelchair icon. ②: Two beds arranged in the center of the room. 電話台: A telephone table on the right side. ③: A cabinet area at the bottom center. CH: A sink or counter area at the top right. </p>	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 窓にストッパーを付け、誤って転落しない程度の幅しか開閉できないように処置を行う。</p> <p>② 3-11 相談室（診察室）からベッドを移設する。ベッドは周囲から見えないよう、パーティションもしくはカーテンを設置すること。</p> <p>【移設先】 なし 不要物品は委託者が移動させる。</p> <p>【移設元】 3-11 相談室</p> <p>② 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。また、図③の箇所に「1-2 身更相事務室（身障協会（スポーツ協会）事務室）」のキャビネットのうち両開き扉ハイタイプCを設置すること。</p>	

部屋番号	3-13
現状	診察室
改修後	相談室5, 6
現状図	
仕様	<p>【改修】</p> <p>① 受託者はアルミ間仕切りを調達・新設すること。 使用する部材は、別添4「必要部材説明書」のとおり。 それに伴い、既存照明の取付位置変更と、分割した部屋のそれぞれに独立した照明スイッチを設けること。 照度不足が認められる場合、LED照明器具を受託者が調達し、増設取付すること。</p> <p>② 空調（エアコン）を各部屋に設置する ※既存のものが使用可能であれば転用し、それ以外は調達・新設すること。</p> <p>③ テーブル下には無線式の接触検知型送信機（知更相から移設）を設置し、送信機が作動した際に「3-3 大会議室（更生相談所事務室）」に設置の受信機から警報音になる状態とすること。なお、テーブル等の移設は別業者にて行う。</p> <p>④ 窓にストッパーを付け、誤って転落しない程度の幅しか開閉できないように処置を行う。 使用する部材は、受託者が調達し、施工すること。</p> <p>【移設先】 3-11 相談室（診察室） 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。及び新レイアウト図を基に移設を行うこと。</p> <p>【移設元】 知更相（まあち） 別添3「3階現状レイアウト概要図」及び新レイアウト図を基に、委託者が別途手配した業者が移設を行う。</p>

資料	1F		
現状			
改修後			
位置図			
	①	②	③
	④	⑤	⑥
現状図			
	⑦	⑧	⑨

仕様

【改修】

- ①、②、③の掲示については、委託者が更新を行う。
- ④にある点字案内サインを全面的に更新する。デザイン作成に関しては、業務仕様書を参照すること。また、設置場所等については、本市担当職員及び施設指定管理者と協議のうえ決定すること。なお、点字の校正方法については、委託者と協議し決定すること。
- ⑤～⑦の外観サインの変更に関しては、本業務に含まないものとする。